

資料
80

公務員制度改革大綱に基づく措置の進捗状況(府省別)

1 役員名簿への常勤・非常勤の別の付記の状況

府省名	対象法人数 (国所管のすべての法人数)	付記している 法人数
内閣府	78	68 (87.2)
警察庁	48	45 (93.8)
金融庁	128	128 (100.0)
消費者庁	15	12 (80.0)
総務省	283	255 (90.1)
法務省	135	94 (69.6)
外務省	214	152 (71.0)
財務省	703	703 (100.0)
文部科学省	1,911	1,623 (84.9)
厚生労働省	1,028	855 (83.2)
農林水産省	414	379 (91.5)
経済産業省	785	766 (97.6)
国土交通省	1,098	1,046 (95.3)
環境省	92	75 (81.5)
防衛省	22	22 (100.0)
合計	6,493	5,778 (89.0)

2 役員名簿への国家公務員出身者の最終官職の付記の状況

府省名	対象法人数 (役員に国家公務員 出身者がいる法人 数)	付記している 法人数
内閣府	58	51 (87.9)
警察庁	41	38 (92.7)
金融庁	61	61 (100.0)
消費者庁	8	6 (75.0)
総務省	145	136 (93.8)
法務省	25	20 (80.0)
外務省	129	110 (85.3)
財務省	138	137 (99.3)
文部科学省	624	514 (82.4)
厚生労働省	411	332 (80.8)
農林水産省	293	264 (90.1)
経済産業省	423	414 (97.9)
国土交通省	632	585 (92.6)
環境省	59	57 (96.6)
防衛省	21	21 (100.0)
合計	2,727	2,422 (88.8)

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。
2 括弧内は対象法人全体に占める割合 (%) を示す。

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。
2 括弧内は対象法人全体に占める割合 (%) を示す。

3 役員の報酬に関する規程の整備・公開状況

府省名	対象法人数	規程を定めている法人数	うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数		規程を定めていない法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数		規程を公開している法人数	うち閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人数
			うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数		うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数		
内閣府	13	13 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (100.0)	12 (92.3)
警察庁	5	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)	5 (100.0)
金融庁	6	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	6 (100.0)
消費者庁	2	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
総務省	30	30 (100.0)	28 (93.3)	1 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (100.0)	28 (93.3)
法務省	6	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	6 (100.0)
外務省	33	31 (93.9)	24 (72.7)	5 (15.2)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	28 (84.8)	24 (72.7)
財務省	7	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	7 (100.0)
文部科学省	213	191 (89.7)	173 (81.2)	6 (2.8)	22 (10.3)	13 (6.1)	13 (6.1)	185 (86.9)	144 (67.6)
厚生労働省	313	309 (98.7)	303 (96.8)	3 (1.0)	4 (1.3)	2 (0.6)	2 (0.6)	304 (97.1)	292 (93.3)
農林水産省	148	146 (98.6)	142 (95.9)	2 (1.4)	2 (1.4)	1 (0.7)	1 (0.7)	145 (98.0)	143 (96.6)
経済産業省	218	214 (98.2)	208 (95.4)	4 (1.8)	3 (1.4)	3 (1.4)	3 (1.4)	214 (98.2)	208 (95.4)
国土交通省	126	126 (100.0)	125 (99.2)	1 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	126 (100.0)	123 (97.6)
環境省	27	26 (96.3)	25 (92.6)	1 (3.7)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (96.3)	25 (92.6)
防衛省	3	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	3 (100.0)
合計	1,009	976 (96.7)	936 (92.8)	20 (2.0)	32 (3.2)	19 (1.9)	19 (1.9)	961 (95.2)	894 (88.6)

- (注) 1 平成20年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人が対象。
2 合計は共管による重複を除いた実数である。
3 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

4 役員の退職金に関する規程の整備・公開状況

府省名	対象法人数	規程を定めている法人数	うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数		規程を定めていない法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数		規程を公開している法人数	うち閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人数
			うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数		うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数		
内閣府	13	13 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (100.0)	12 (92.3)
警察庁	5	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)	5 (100.0)
金融庁	6	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	6 (100.0)
消費者庁	2	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
総務省	30	28 (93.3)	26 (86.7)	1 (3.3)	2 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (90.0)	25 (83.3)
法務省	6	5 (83.3)	5 (83.3)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)	5 (83.3)
外務省	33	30 (90.9)	27 (81.8)	2 (6.1)	3 (9.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	27 (81.8)	23 (69.7)
財務省	7	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	7 (100.0)
文部科学省	213	177 (83.1)	167 (78.4)	3 (1.4)	36 (16.9)	15 (7.0)	15 (7.0)	171 (80.3)	139 (65.3)
厚生労働省	313	309 (98.7)	305 (97.4)	3 (1.0)	4 (1.3)	2 (0.6)	2 (0.6)	305 (97.4)	289 (92.3)
農林水産省	148	145 (98.0)	144 (97.3)	0 (0.0)	3 (2.0)	2 (1.4)	2 (1.4)	144 (97.3)	142 (95.9)
経済産業省	218	211 (96.8)	211 (96.8)	0 (0.0)	6 (2.8)	6 (2.8)	6 (2.8)	211 (96.8)	204 (93.6)
国土交通省	126	123 (97.6)	122 (96.8)	1 (0.8)	3 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	123 (97.6)	120 (95.2)
環境省	27	25 (92.6)	24 (88.9)	1 (3.7)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	24 (88.9)	23 (85.2)
防衛省	3	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	2 (66.7)
合計	1,009	952 (94.4)	933 (92.5)	9 (0.9)	56 (5.6)	25 (2.5)	25 (2.5)	936 (92.8)	872 (86.4)

- (注) 1 平成20年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人が対象。
2 合計は共管による重複を除いた実数である。
3 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

5 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

府省名	対象法人数	有給役員のない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上2,000万円未満の法人数	2,000万円以上の法人数
内閣府	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
警察庁	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
金融庁	2	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
消費者庁	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
総務省	7	3 (42.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	0 (0.0)
法務省	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
外務省	6	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
財務省	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
文部科学省	9	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	1 (11.1)	0 (0.0)
厚生労働省	31	13 (41.9)	1 (3.2)	3 (9.7)	5 (16.1)	8 (25.8)	1 (3.2)	0 (0.0)
農林水産省	9	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (22.2)	3 (33.3)	4 (44.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
経済産業省	20	2 (10.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	3 (15.0)	11 (55.0)	3 (15.0)	0 (0.0)
国土交通省	17	3 (17.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (23.5)	8 (47.1)	2 (11.8)	0 (0.0)
環境省	6	2 (33.3)	0 (0.0)	2 (33.3)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
防衛省	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	96	25 (26.0)	2 (2.1)	9 (9.4)	18 (18.8)	33 (34.4)	9 (9.4)	0 (0.0)

(注) 1 平成20年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特別民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人(国と特に密接な関係を持つ特別民法法人)が対象。
 2 合計は共管による重複を除いた実数である。
 3 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。
 4 平均年間報酬額は、役員報酬に関する規程に基づき、常勤の各役員に支給した場合の年間報酬の平均額を算出したものである。なお、規程を定めていない法人については、平成19年度の実績又は平成20年度支給見込みに基づき算出したものである。

6 有給常勤役員の平均退職金額規模別法人数

府省名	対象法人数	退職金を支給しない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上の法人数
内閣府	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
警察庁	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
金融庁	2	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
消費者庁	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
総務省	7	3 (42.9)	1 (14.3)	2 (28.6)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
法務省	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
外務省	6	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
財務省	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
文部科学省	9	4 (44.4)	0 (0.0)	1 (11.1)	2 (22.2)	2 (22.2)	0 (0.0)
厚生労働省	31	14 (45.2)	11 (35.5)	6 (19.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
農林水産省	9	2 (22.2)	2 (22.2)	4 (44.4)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
経済産業省	20	3 (15.0)	2 (10.0)	6 (30.0)	3 (15.0)	6 (30.0)	0 (0.0)
国土交通省	17	3 (17.6)	3 (17.6)	9 (52.9)	1 (5.9)	0 (0.0)	1 (5.9)
環境省	6	3 (50.0)	3 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
防衛省	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	96	31 (32.3)	24 (25.0)	27 (28.1)	6 (6.3)	7 (7.3)	1 (1.0)

(注) 1 平成20年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特別民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人(国と特に密接な関係を持つ特別民法法人)が対象。
 2 合計は共管による重複を除いた実数である。
 3 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。
 4 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤役員の平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続2年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。退職金が、役員のクラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時点における役員の状況も勘案した上で、算出している。

7 報酬・退職金等の改善状況

府省名	対象法人数	改善すべき点の なかった法人数	改善を行った 法人数	改善を検討中 の法人数
内閣府	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
警察庁	0	- (-)	- (-)	- (-)
金融庁	2	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
消費者庁	0	- (-)	- (-)	- (-)
総務省	7	5 (71.4)	2 (28.6)	0 (0.0)
法務省	0	- (-)	- (-)	- (-)
外務省	6	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)
財務省	1	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
文部科学省	9	6 (66.7)	1 (11.1)	2 (22.2)
厚生労働省	31	23 (74.2)	6 (19.4)	1 (3.2)
農林水産省	9	7 (77.8)	1 (11.1)	1 (11.1)
経済産業省	20	9 (45.0)	5 (25.0)	5 (25.0)
国土交通省	17	16 (94.1)	0 (0.0)	1 (5.9)
環境省	6	5 (83.3)	0 (0.0)	1 (16.7)
防衛省	0	- (-)	- (-)	- (-)
合計	96	71 (74.0)	14 (14.6)	9 (9.4)

- (注) 1 平成20年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特例民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特例民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特例民法法人（国と特に密接な関係を持つ特例民法法人）が対象。
- 2 合計欄は共管による重複を除いた実数を計算したものである。
- 3 括弧内は対象法人全体に占める割合（%）を示す。
- 4 改善すべき点の有無は、個々の法人の運営状況等を踏まえ、当該法人を所管する各府省がそれぞれ判断を行っている。

8 役員の在任年齢に関する規程の整備状況

府省名	対象 法人数	規程を整備している 法人数	規程を整備 していない法人のう ち整備を検討中の法 人数	常勤の理事の在任年齢の 上限別法人数		
				65歳以下	65歳超 70歳以下	70歳超
内閣府	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0	3	0
警察庁	0	- (-)	- (-)	-	-	-
金融庁	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0	2	0
消費者庁	0	- (-)	- (-)	-	-	-
総務省	7	5 (71.4)	1 (14.3)	1	4	0
法務省	0	- (-)	- (-)	-	-	-
外務省	6	5 (83.3)	0 (0.0)	1	3	1
財務省	1	1 (100.0)	0 (0.0)	0	1	0
文部科学省	9	6 (66.7)	0 (0.0)	1	3	2
厚生労働省	31	24 (77.4)	1 (3.2)	3	18	3
農林水産省	9	8 (88.9)	0 (0.0)	3	3	2
経済産業省	20	19 (95.0)	0 (0.0)	3	14	2
国土交通省	17	16 (94.1)	0 (0.0)	6	7	3
環境省	6	5 (83.3)	0 (0.0)	2	1	2
防衛省	0	- (-)	- (-)	-	-	-
合計	96	79 (82.3)	2 (2.1)	16	50	13

- (注) 1 平成20年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特例民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特例民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特例民法法人（国と特に密接な関係を持つ特例民法法人）が対象。
- 2 合計欄は共管による重複を除いた実数を計算したものである。
- 3 括弧内は対象法人全体に占める割合（%）を示す。

資料

81 国と特に密接な関係を持つ特例民法法人の職員の給与

有給常勤職員の平均年間給与額規模別法人数

府省名	対象法人数	有給職員のいない法人数	200万円未満の法人数	200万円以上400万円未満の法人数	400万円以上600万円未満の法人数	600万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,000万円未満の法人数	1,000万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上の法人数
内閣府	3	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
警察庁	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
金融庁	2	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
消費者庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	7	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	4 (57.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
法務省	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
外務省	6	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
財務省	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
文部科学省	9	0 (0.0)	1 (##)	1 (11.1)	1 (11.1)	5 (55.6)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
厚生労働省	31	2 (6.5)	1 (3.2)	5 (16.1)	13 (41.9)	9 (29.0)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
農林水産省	9	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	4 (44.4)	2 (22.2)	2 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
経済産業省	20	1 (5.0)	0 (0.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	11 (55.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
国土交通省	17	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.9)	8 (47.1)	6 (35.3)	2 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
環境省	6	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
防衛省	0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	96	4 (4.2)	2 (2.1)	15 (15.6)	37 (38.5)	32 (33.3)	6 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。
 2 括弧内は対象法人全体に占める割合 (%) を示す。
 3 有給常勤職員の平均年間給与額は、調査時点における平成20年度支給見込額である。

資料
81

